

令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務 仕様書（案）

1. 目的

介護人材の確保及び定着を図るため、介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）トライアル事業の利用を促進し、介護事業所の生産性向上を推進する。

業務委託に当たっては、民間の創意工夫を最大限引き出す観点から、成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）を活用する。

2. 委託業務名

令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務

3. 委託期間・事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（評価時期：事業実績報告書提出後）

4. 業務内容

○介護テクノロジートライアル事業利用促進業務

青森県内の介護サービス事業所に対し、介護テクノロジートライアル事業の利用促進を行う。

（注記1）業務内容については受託者に一任するが、下記【参考イメージ（例示）】を参考に、5（2）に定める成果指標に確実に寄与する内容とすること。

なお、委託業務については、トライアル事業の窓口である「あおもり介護生産性向上相談センター」（以下「センター」という。青森県社会福祉協議会内に設置。）と随時連携を図りながら行うこと。

【参考イメージ（例示）】

- ・情報発信（特設ホームページ、YouTube、各種広報媒体でのPR）
- ・介護事業者が選びやすく魅力を感じやすいような「機器カタログ」の製作
- ・機器選定に係る相談を受けるコールセンター
- ・好適な会場における、あるいは巡回式の機器展示会の開催 等

※ 上記は委託者において設定した案であり、本業務の趣旨・目的に照らし、効果が見込まれる内容・仕様であれば、これによる必要はない。

※ トライアル事業の運営（レンタルを希望する介護事業者やレンタル対象機器のメーカーとの調整、費用の支払い、機器の手配等）は、センターが実施する。

5. 委託料

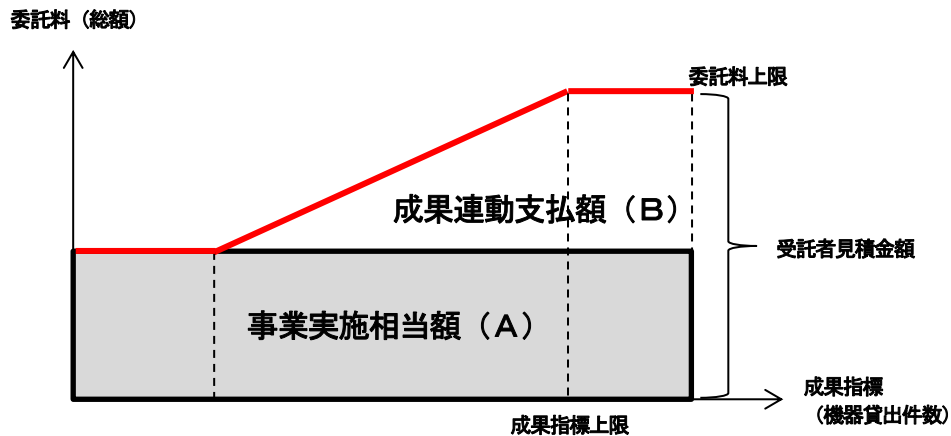
（1）委託料内訳

事業実施相当額（A）と成果連動支払額（B）の合計額（ただし、成果連動支払額（B）には上限値を設定し、合計額が一定の金額を超えないようにする。）を委託料上限とする。

（注記2）公募の際には、成果指標及び成果連動支払額の算出方法を設定の上、事業実施相当額（A）と成果連動支払額（B）の配分、及び、それらを合計した経費の最大額を合わせて提案すること。

	項目	詳細
A	事業実施相当額 (概算払)	受託者見積金額から成果連動支払額を控除した金額。 人件費、需用費、役務費、旅費、使用料等、事業実施に際して 手法を問わず最低限要する経費に相当する金額。
B	成果連動支払額 (精算払)	成果指標に対する達成度に応じて変動する金額。 成果指標は、5(2)に定めるとおりとする。

【イメージ図】



(2) 成果指標及び成果連動支払額の支払要件

本事業の成果を測定するための指標として、下記の成果指標を設定する。
 成果指標に対する成果値は、受託者から提出された資料等により、委託者が確認する。
 委託者は成果の評価と成果連動支払額の算出を行い、その結果を受託者に通知する。
 評価時期については実績報告書提出後とし、成果連動支払額は評価後に支払う。

(成果指標記載欄：提案内容に応じた成果指標及び成果連動支払額の算出方法について契約時に記載する。)

(注記3) 成果指標は、契約期間中の「機器貸出件数」を基本とする。ただし、趣旨を踏まえた別の指標を成果指標とする旨の提案も排除しない。

※ 国事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」におけるR4年度実績(48件)を上回った分を成果として計上することを想定。

※ 1事業所から複数機器の申込があった場合には複数件の成果指標として計上するが、一定数(1事業所当たり年間3件)を超えた場合はそれ以上成果指標には計上しない想定。

6. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

8. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要な業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

9. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者が本委託業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。

(注記4) 参考データ

①県内の介護事業所数

2024.2.1 現在 5,286 事業所（中核市・休止中含む。重複計上あり。）

（うち入所系 816 事業所、居宅系 4,470 事業所）

（入所系…介護保険施設＋（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

②介護ロボット試用貸出実績（延べ）（※国事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」実績）

年度	R2 (8月～)	R3	R4	R5 (～11月)	計
件数	5	31	48	25	109

③介護ロボット・ICT 導入支援事業費補助金を活用した事業所数（延べ）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
ロボット	11	4	8	7	13	17	18	34	112
ICT	—	—	—	4	10	18	46	81	159